

事務分掌表

令和3年4月1日現在

部	課かい	係	分掌事務
	経営企画課	経 営 係	(1) 中長期計画、経営戦略及び財政計画に関すること。 (2) 基本計画の策定及び総合調整に関すること。 (3) 経営の分析並びに資料の収集、調査及び研究に関すること。 (4) 水利権及び水需給の総合調整に関すること。 (5) 上下水道施設のアセットマネジメントの総括及び実施に関すること。 (6) 水道事業の認可に関すること。 (7) 市総合政策課との調整に関すること。 (8) 諸統計及び業務報告に関すること。 (9) 公営企業決算状況調査に関すること。 (10) 業務指標（P1）の算定に関すること。 (11) 官民連携事業の企画及び調整に関すること。 (12) 事業年報の作成に関すること。
		財 政 係	(1) 予算編成事務の総括に関すること。 (2) 予算執行、調整及び統制に関すること。 (3) 企業債に関すること。 (4) 議会に提出する予算及び決算に係る議案の資料作成に関すること。 (5) 市財政課との調整に関すること。 (6) 市繰入金の請求に関すること。 (7) 企業債システムの管理及び改良に関すること。
		調 査 係	(1) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「水道料金等」という。）の料金制度その他料金制度に関連する業務の調査、研究、企画及び立案に関すること。 (2) 水道料金等の徴収及び統計に関すること。 (3) 水道料金等の減免及び還付に関すること。 (4) 水道料金等に係る債権の管理及び放棄並びに不納欠損処理に関すること。 (5) メーターの管理に関すること。 (6) 給水停止の手続及び処分に関すること。 (7) 料金システム及び計量システムの管理及び改良に関すること。 (8) 西部出張所、都祁行政センター及び月ヶ瀬行政センターの水道料金等の窓口収納に関すること。 (9) 営業業務包括委託業務のモニタリング、指導及び監督に関すること。 (10) 議会に提出する議案の総合調整に関すること。 (11) 2以上の課に関連する照会文書の回答に関すること。 (12) 課の庶務に関すること。

経営部

企業総務課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公印の保管に関する事。 (2) 事務引継ぎに関する事。 (3) 文書の取発並びに引継文書の保存及び廃棄の手続に関する事。 (4) 庁舎管理（防火及び避難訓練を含む。）に関する事。 (5) 庁舎の電話、電気、ガス及び水道に関する事。 (6) 庁舎の補修に関する事。 (7) 公用車の総括管理及び整備指導に関する事。 (8) 公用車の保険に関する事。 (9) 工事発注関係業務の適正化に関する事。 (10) 工事請負等の入札に関する事。 (11) 指名登録に関する事。 (12) 契約事務の総括に関する事。 (13) 入札システムの管理及び改良に関する事。 (14) 入札事務に係る市契約課との調整に関する事。 (15) 業務及び職場環境の改善に関する事。 (16) 局及び部内の連絡調整に関する事。 (17) 局の渉外事務に関する事。 (18) 他の課の主管に属しないこと。 (19) 局、部及び課の庶務に関する事。
	人事法制係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の任免、賞罰、昇給及び服務に関する事。 (2) 職員の定数及び配置に関する事。 (3) 職員の研修に関する事。 (4) 人事及び給与制度の調査及び計画に関する事。 (5) 局の組織及び事務分掌に関する事。 (6) 労働組合に関する事。 (7) 職員の健康管理に関する事。 (8) 市町村職員共済組合（健康管理に関する事務に限る。）に関する事。 (9) 職員の安全衛生及び公務災害補償に関する事。 (10) 人事及び給与制度に係る市人事課との調整に関する事。 (11) 条例、規程等の制定及び改廃の手続に関する事。 (12) 会計年度任用職員の雇用に関する事。
	情報広報係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報化施策及び情報システムの最適化に関する事。 (2) 情報セキュリティに関する事。 (3) ネットワークシステムの運用管理に関する事。 (4) ソフトウェアの管理に関する事。 (5) IT運営委員会に関する事。 (6) 修繕業務管理システムの管理及び改良に関する事。 (7) 市秘書広報課との調整に関する事。 (8) 広報及び広聴に関する事。 (9) 報道機関その他関係機関への資料提供及び連絡調整に関する事。 (10) 水道法（昭和32年法律第177号）に定める情報提供に関する事。 (11) 広報紙の発行に関する事。 (12) 水道週間行事に関する事。 (13) 局ホームページの運用に関する事。
企業出納課	出納係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 現金、有価証券の保管及び出納事務に関する事。 (2) 会計伝票、帳簿及び証拠書類の保管整理に関する事。 (3) 金融機関との契約及び連絡に関する事。 (4) 収入書類の審査に関する事。 (5) 資金計画に関する事。 (6) 一時借入金に関する事。 (7) 課の庶務に関する事。
	給与係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員及び会計年度任用職員の給与その他の給付の決定及び裁定に関する事。 (2) 職員及び会計年度任用職員の給与その他の支給に関する事。 (3) 職員の福利厚生に関する事。 (4) 市町村職員共済組合（健康管理に関する事務を除く。）及び互助会に関する事。 (5) 職員の源泉徴収に関する事。 (6) 給与事務に係る市人事課との調整に関する事。
	経理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財務諸表の作成に関する事。 (2) 計理状況の報告に関する事。 (3) 支出書類の審査に関する事。 (4) その他会計事務に関する事。 (5) 不動産の総括管理に関する事。 (6) 普通財産の管理及び処分に関する事。 (7) 固定資産の評価及び償却に関する事。 (8) 固定資産台帳の整理保管に関する事。 (9) 固定資産の保険に関する事。 (10) 決算書の作成に関する事。 (11) 公営企業会計システム及び固定資産管理システムの管理及び改良に関する事。 (12) 市監査委員事務局との調整に関する事。

共同事務推進課	共同事務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 奈良県内地域及び近隣地域の共同事務の推進に関すること。 (2) 共同事務の推進に係る関係部署との連絡調整に関すること。 (3) 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者の登録等に関すること。 (4) 排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者の登録等に関すること。 (5) 日本水道協会事務に関すること。 (6) 日本下水道協会事務に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。
	広域連携係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広域連携事業の総合調整に関すること。 (2) 奈良県内地域及び近隣地域の広域連携事業の推進に関すること。 (3) 広域連携事業の推進に係る関係部署との連絡調整に関すること。 (4) 北和都市水道事業協議会及び県水受水協議会に関すること。 (5) 奈良県都市水道事業協議会事務に関すること。 (6) 国際協力機構（JICA）との総合調整に関すること。 (7) 防災計画及び災害対策計画に関すること。 (8) 奈良県域水道一体化事業の推進に関すること。 (9) 流域下水道に係る県及び関係市町村との調整に関すること。
水道計画課	水道総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 給配水管等修繕工事等の収入の調定及び収納並びに債権管理に関すること。 (2) 部内の連絡調整に関すること。 (3) 部及び課の庶務に関すること。
	配水計画係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 配水統制に関すること。 (2) 配水管等の維持管理に関すること。 (3) 応急給水に関すること。 (4) 送配水施設（管路を含む。）の更新、整備及び耐震化計画に関すること。 (5) 開発行為の事前協議、指導及び調整に関すること。 (6) 水道事業のマッピングシステムの管理及び改善に関すること。 (7) 水道事業の弁栓台帳及び配管図の作成、整備及び保管に関すること。 (8) 水道事業のアセットマネジメントの管路データ等に関すること。
	保 全 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 給水装置、配水管及び配水管付属設備の修繕に関すること。 (2) 消火栓の整備工事に関すること。 (3) 給配水管等修繕工事に従事する委託業者の指導及び監督に関すること。 (4) 給配水管等修繕工事業務委託の調査及び研究に関すること。 (5) 水道修繕用材料及び器具の管理に関すること。 (6) 奈良阪資材倉庫の維持管理に関すること。 (7) 配水管等の破損事故に係る工事負担金等の収納及び滞納整理に関すること。 (8) 有収率向上のための漏水及び流量の調査及び計画に関すること。 (9) 漏水等修繕後の道路復旧に関すること。 (10) 濁水、出水不良等の対応に関すること。 (11) 給配水管等修繕工事及び消火栓の整備工事に係る断水予告に関すること。
技術監理室		<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事、修繕及び委託（役務の提供を除く。）契約の発注関係業務の適正化に関すること。 (2) 工事、修繕及び委託（役務の提供を除く。）契約の受注者の監理及び指導に関すること。 (3) 工事監督員の研修及び指導に関すること。 (4) 工事発注関係業務検討委員会に関すること。 (5) 市契約課との調整に関すること。 (6) 水道施設の改良技術の調査及び研究に関すること。 (7) 水道施設工事の共通仕様書に関すること。 (8) 工事検査の総括管理に関すること。 (9) 水道施設工事及び下水道工事の検査に関すること。 (10) その他上下水道工事の検査に関すること。 (11) 上下水道技術の継承研修に関すること。 (12) 水道技術管理者実務研修に関すること。 (13) 水道事業の部外者工事の地下埋設物事前協議に関すること。 (14) 水道事業の部外者工事の立会及び協議並びに調整に関すること。

給排水課	給排水総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道施設分担金、水道施設加算分担金及び手数料（以下「分担金等」という。）の調定及び統計に関する事。 (2) 分担金等の収納、減免及び還付に関する事。 (3) 課の庶務に関する事。
	給水審査係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事施行の指導及び承認に関する事。 (2) 指定給水装置工事事業者の指導及び育成に関する事。 (3) 給水装置工事主任技術者の指導及び育成に関する事。 (4) 給水装置の違反工事の取締り及び処分に関する事。 (5) 給水台帳の整備及び保管に関する事。 (6) 給水装置工事に関する調査及び研究に関する事。
	排水審査係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共下水道等に係る排水設備工事の確認申請に関する事。 (2) 公共下水道等に係る排水設備の普及に関する事。 (3) 排水設備指定工事店の指導及び育成に関する事。 (4) 排水設備責任技術者の指導及び育成に関する事。 (5) 公共下水道等に係る水洗便所設備費の助成及び改造資金の融資あっせんに関する事。 (6) 事業所等の水質指導に関する事。 (7) 公共下水道等の一時使用に関する事。
	給排水検査係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事の検査に関する事。 (2) 貯水槽水道の設置者への指導等に関する事。 (3) 貯水槽水道の調査及び研究に関する事。 (4) 給水装置工事の分岐立会に関する事。 (5) 道路占用許可申請等に関する事。 (6) 公共下水道等に係る排水設備工事の検査に関する事。 (7) 給水管のデータベース入力に関する事。
水道工務課	契約調整係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道施設布設工事負担金等の収入の調定及び収納に関する事。 (2) 課の庶務に関する事。
	設計係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道施設工事の設計に関する事。 (2) 工務第一係、工務第二係及び工務第三係の事務に関する事。 (3) 水道施設工事設計単価の改定に関する事。 (4) 水道施設工事の設計業務に係る積算システムの管理及び改良に関する事。
	工務第一係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 送配水管の更新及び耐震化工事（改良工事を含む。）の施行に関する事。 (2) 水道施設工事の施行に関する事。 (3) 工務第二係の第1号及び第2号並びに工務第三係の事務に関する事。
	工務第二係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 給水申込みに係る配水管の布設工事及び改良工事の施行に関する事。 (2) 開発に係る配水管の布設工事の施行に関する事。 (3) 水道施設の受託工事（給水装置工事及び漏水修繕工事を除く。）及び移設工事の施行に関する事。 (4) 工務第一係の第1号及び工務第三係の第2号の事務に関する事。
	工務第三係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉛給水管解消に係る調査及び研究に関する事。 (2) 鉛給水管布設替工事の施行に関する事。 (3) 鉛給水管に係る広報及び情報提供に関する事。 (4) その他鉛給水管に関する事。 (5) 工務第一係の第1号並びに工務第二係の第1号、第2号及び第3号の事務に関する事。

事業部

下水道事業課	下水道総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課徴収及び滞納処分に関する事。 (2) 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金に係る調査に関する事。 (3) 課の庶務に関する事。
	下水道計画係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）の計画及び調査に関する事。 (2) 下水道事業の認可に関する事。 (3) 流域下水道との調整に関する事。 (4) 下水道事業の供用開始の告示に関する事。 (5) 下水道事業の地下埋設協議に関する事。 (6) 下水道事業の管理者以外の者が行う下水道施設及び農業集落排水処理施設の審査及び指導に関する事。 (7) 開発行為の事前協議、指導及び調整に関する事。 (8) 下水道事業の計画に係る補助申請に関する事。 (9) 合併浄化槽の設置に係る助成に関する事。 (10) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設管理台帳の管理及び改善に関する事。 (11) 下水道管理係の第2号及び第4号、下水道施設係の第2号並びに下水道整備係の第1号及び第2号の事務に関する事。
	下水道管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設管理台帳のデータ更新に関する事。 (2) 下水道事業の管路の維持管理並びに補修工事の設計及び施行に関する事。 (3) 下水道事業の維持管理資材及び機器類の管理に関する事。 (4) 下水道事業の管路の改良工事の設計及び監督に関する事。 (5) 下水道計画係の第1号、下水道施設係の第2号並びに下水道整備係の第1号及び第2号の事務に関する事。
	下水道施設係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道事業の処理場及びポンプ施設等の更新計画並びに維持管理（工事、修繕、管理委託等）に関する事。 (2) 包括業務委託の指導及び監理に関する事。 (3) 下水道計画係の第1号、下水道管理係の第2号及び第4号並びに下水道整備係の第1号及び第2号の事務に関する事。 (4) 下水道事業のIoTによる監視制御システムの開発及び施行に関する事。
	下水道整備係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道事業の工事（附帯工事を含む。以下同じ。）の設計及び監督に関する事。 (2) 下水道事業の災害復旧に関する事。 (3) 下水道事業の工事に伴う届出その他出願に関する事。 (4) 下水道事業の工事に要する機器類の管理に関する事。 (5) 下水道事業の補助申請及び請求事務等に関する事。 (6) 下水道計画係の第1号、下水道管理係の第2号及び第4号並びに下水道施設係の第2号の事務に関する事。 (7) 下水道施設工事設計単価の改定に関する事。 (8) 下水道施設工事の設計業務に係る積算システムの管理及び改良に関する事。

送配水管理センター	管 理 総 務 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) センターの収入調定及び収納に関すること。 (2) 主管事務に関する文書の収発に関すること。 (3) 水道事業のアセットマネジメントの施設設備データに関すること。 (4) 東部地域（奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）別紙第4に定める加算分担金徴収地域をいう。以下同じ。）、都祁地域及び月ヶ瀬地域の断水予告に関すること。 (5) センターの庶務に関すること。
	管 理 第 一 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県営水道の受水及び調整に関すること。 (2) 浄水場（水道事業及び簡易水道事業に係るすべての浄水場をいう。以下同じ。）の取水、浄水及び送水計画に関すること。 (3) 浄水場の取水、導水、浄水及び送水施設並びに配水池等（以下この条において「取水施設等」という。）の監視及び運転管理に関すること。 (4) 浄水場の維持管理（管理第二係及び施設係の事務を除く。）に関すること。 (5) 浄水場の施設の修繕等（管理第二係及び施設係の事務を除く。）の施行に関すること。 (6) 浄水場の汚泥処理に関すること。 (7) 浄水場における記録及び統計書の集約及び保管に関すること。 (8) 取水施設等（送配水管路を除く。）の更新、整備及び耐震化計画（管理第二係及び施設係の事務を除く。）に関すること。 (9) 取水施設等及び配水本管の維持管理（管理第二係及び施設係の事務を除く。）に関すること。 (10) 取水施設等の修繕及び維持工事（管理第二係及び施設係の事務を除く。）の設計及び施行に関すること。 (11) 水道事業のIoTによる監視制御システムの開発及び施行に関すること。 (12) 取水施設等の施設台帳の作成、整備及び保管に関すること。
	管 理 第 二 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 須川ダム操作規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第1号）に定める須川ダムの操作に関すること。 (2) 須川ダム施設等の監視及び運転管理に関すること。 (3) 須川ダム施設等並びに東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域（以下この条において「東部地域等」という。）の送水施設及び配水池の維持管理に関すること。 (4) 須川ダム施設等並びに東部地域等の送水施設、設備及び配水池の修繕及び維持工事の設計及び施行（施設係の第5号及び第6号の事務を除く。）に関すること。 (5) 局の無線に関すること。 (6) 施設係の第1号、第2号及び第3号の事務に関すること。 (7) 東部地域等の官民連携事業の推進及び包括委託の実施に関すること。 (8) 東部地域等の水道施設の維持管理に関すること。
	施 設 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 浄水場の施設の工事の設計及び施行に関すること。 (2) 導水管の更新計画及び耐震化計画の立案並びにこれらの計画に伴う工事（改良工事を含む。）の施行並びに修繕及び維持工事の施行に関すること。 (3) 取水施設等に係る管路の整備計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関すること。 (4) 東部地域等の配水管の改良工事の設計及び施行に関すること。 (5) 東部地域等の受託工事（給水装置工事及び修繕工事を除く。）及び移設工事の設計及び施行に関すること。 (6) 東部地域等の給水装置、配水管及び配水管付属設備の修繕並びに消火栓の整備工事に関すること。 (7) 東部地域等の給配水管等修繕工事に従事する委託業者の指導及び監督に関すること。 (8) 東部地域等の水道修繕用材料及び器具の管理に関すること。
水 質 管 理 室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水質試験に関すること。 (2) 水質試験に係る精度管理に関すること。 (3) 水質試験の統計及び記録の保管等に関すること。 (4) 薬品及び分析機器の管理に関すること。 (5) 水質に関する調査及び研究に関すること。 (6) 布目・白砂川水質協議会等の連絡調整に関すること。 (7) 水源地域の保全に係る総合企画に関すること。 (8) 奈良市水道水源保護指導要綱に関すること。 (9) 関係官庁への報告業務に関すること。 	